

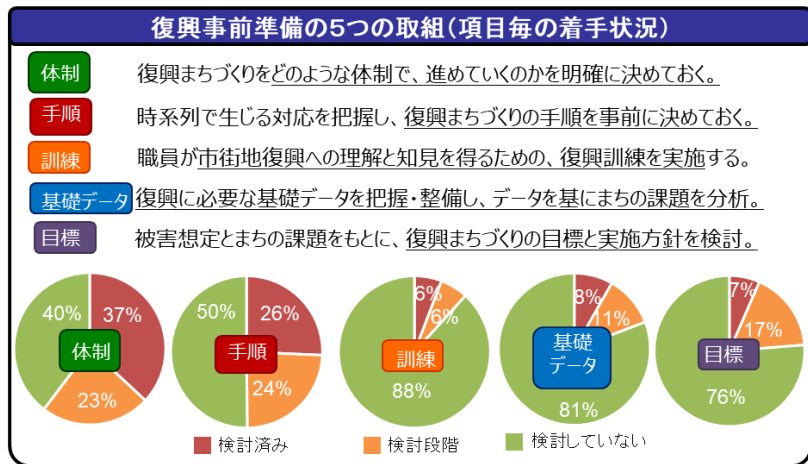
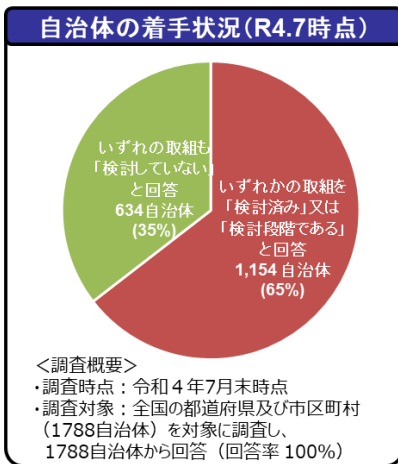
令和5年1月13日
都市局都市安全課

「復興まちづくりのための事前準備」の着手率、約65%
～平時の備えが、いざという時の復興まちづくりを支えます～

- 国土交通省では、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を平成30年7月に公表し、地方公共団体における「復興まちづくりのための事前準備※」の取組を推進しています。
※地震や津波等で被災した際に早期かつ確かな復興まちづくりを行えるよう、平時から復興まちづくりを想定して、体制や手順、目標の事前検討、訓練の実施等を行うもの
- 昨年度に引き続き、ガイドラインに基づく復興事前準備の取組状況について、全国の都道府県及び市区町村を対象に実施した調査結果をとりまとめました（詳細は別紙参照）。

＜調査結果のポイント＞

- ・半数以上の自治体が取組に着手。昨年度比+3%の約65%（参考：R3.7時点62%）
- ・復興の体制・手順の検討は進んでいるが、訓練の実施や目標の事前検討は途上
- ・大都市部や南海トラフ地震・首都直下地震の被害想定区域において、着手率が高い傾向



- 国土交通省では、「復旧・復興まちづくりサポーター制度」の活用や、ガイドライン・事例集の周知、復興事前準備に関するモデル的取組を行う自治体への伴走支援等により、今後も、自治体の復興事前準備の取組を積極的に推進していきます。

※復興まちづくりのための事前準備の着手率の目標：R7年度75%（第5次社会資本重点整備計画）

＜復旧・復興まちづくりサポーター制度＞



URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000039.html

復興事前準備に関するご質問・相談はお気軽にこちらまで

＜問い合わせ先＞

国土交通省都市局都市安全課 埴、迫

電話 03 -5253- 8111（内線 32332、32354）

直通 03 -5253- 8401